

## 2016年度税制改正大綱のあらまし

今年の税制改正大綱の大きな目玉は、法人税率の引き下げと消費税率の引上げに伴う軽減税率の導入で

した。その他にも個人所得税に関する分野で特徴的な減税方向への改正が何点ありました。

○・・・減税    ×・・・増税    △・・・どちらでもない

| 区分   | 項目                                | 時期                      | 内容  |
|--|-----------------------------------|-------------------------|---|
| <br><b>法人税</b> | 法人税率の引き下げ○                        | 16年4月1日に開始する期～          | 資本金1億円超の会社について法人税等（地方税を含む）の実効税率を現行の32.11%から16年4月1日に開始する事業年度からは29.97%に、18年4月1日以降に開始する事業年度からは29.74%に引き下げられます（税率は標準税率適用法人）。                                    |
|  | 建物附属設備及び構築物について定率法の廃止×            | 16年4月1日に取得する資産～         | 建物附属設備及び構築物について、定率法による減価償却が廃止され、定額法による償却のみとなります。  |
|  | 企業版ふるさと納税の創設○                     | 地域再生法施行日～20年3月31日までの寄付  | 青色申告書を提出する法人が行った一定の寄付について、寄付額の30%の税額が控除されます。<br>現状の約30%の法人税等が控除できる制度と、合わせると合計約60%の税額の控除が可能になります。  |
| <b>所得税<br/>住民税</b>   | 空き家に係る譲渡所得の特別控除の創設○               | 16年4月1日から19年12月31日までの譲渡 | 相続により取得した居住用の家屋（又はその家屋を取り壊した後の敷地）を譲渡したときに、一定の要件を満たす場合には、その家屋の譲渡益から3,000万円を控除することができます。  |
|  | 三世同居改修工事に係る特例の創設○                 | 16年4月1日から19年6月30日までの工事  | 住宅ローン等を利用して一定の三世同居改修工事を行った場合には、次の金額の合計額を限度として5年間、所得税の特別控除が受けられるようになります。<br>①工事費用（250万円を限度）に相当する住宅ローン残高の2%<br>②以外の住宅ローン残高の1%<br>なお、増改築等に係る住宅ローン控除との併用はできません。 |
|  | スイッチOTC薬控除の創設○                    | 17年1月1日～21年12月31日まで     | スイッチOTC薬の購入費用が年間1万2,000円を超えた場合、健康診断を受けていること等を要件として、その購入費用（年間10万円を限度）のうち1万2,000円を超える金額を所得金額から控除することができます。ただし、現行の医療費控除との併用はできません。                             |
| <b>相続税<br/>贈与税</b>   | 結婚・子育て資金一括贈与の非課税措置の拡充○            | 現状、適用開始時期の明示なし          | 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の対象となる不妊治療に要する費用には、薬局に対して支払われるものが含まれること等が明確化されました。   |
| <b>消費税</b>   | 消費税の軽減税率の導入○                      | 17年4月1日～                | 消費税率10%への引上げに伴い、飲食料品（酒類及び外食サービスを除く）及び週2回以上発行される新聞の譲渡につき、8%の消費税率で据え置く軽減税率制度が導入されます。  |
|  | 請求書の保存方式として適格請求書保存方式（インボイス制度）を導入△ | 21年4月1日～                | 消費税の税額計算に必要な書類が従来の請求書等から、取引ごとの消費税率、消費税額等が記載された請求書、納品書等（適格請求書等）に変更されます。それまでの間は、軽減税率の対象となる物品についても基本的に現状の請求書等保存方式が維持されます。                                      |